

「司法警察職員捜査書類簡易書式例」の全部改正について（概要）

標記の件については、別添 1 のとおり、平成 12 年 3 月 30 日付け最高検企第 59 号をもって検事総長から指示がなされ、あわせて、別添 2 のとおり、同日付け最高検企第 60 号をもって次長検事から運用上の注意事項等に関する依頼があったところであるが、今回の改正の趣旨及び要点並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

1 改正の趣旨

裁判所の事件に関する記録その他の書類の用紙が日本工業規格 A 列 4 番に、書式が左横書きになることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 改正の要点

(1) 用紙は日本工業規格 A 列 4 番とし、書式を左横書き形式にするとともに、字句の修正を行った。

(2) 今回の改正は、平成 13 年 1 月 1 日から施行することとした。

なお、今回の改正に伴う用紙の継続的使用等の経過措置は、設けないこととした。

3 運用上の留意事項

(1) 司法警察職員捜査書類簡易書式例（以下「簡易書式例」という。）は、「共犯者又は刑事訴訟法第 9 条第 2 項所定の関連被疑者のある事件及びそのあることが予想される事件」には用いることはできない（別添 1 「第一 簡易書式例の対象事件」参照）。捜査資料等から合理的に判断して、これに該当しないと思料されるため簡易書式例による手続を進めていたところ、途中から、共犯者又は関連被疑者があることが判明した場合には、以後の書類は、すべて司法警察職員捜査書類基本書式例（以下「基本書式例」という。）の定めるところによらなければならない。この場合において、それまでに簡易書式例に基づいて作成された書類は、そのまま使用して差し支えないこと。

(2) 簡易書式例を用いる場合において、例えば、押収品等が多いため簡易書式例の書式の所定記載欄に書き切ることができないときは、その部分の書類のみを基本書式例の書式によることとしても差し支えないこと。